

議案第101号

三朝町特別医療費助成条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別医療費助成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成6年12月20日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成6年12月22日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町特別医療費助成条例の一部を改正する条例

三朝町特別医療費助成条例（昭和48年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同項第5号中「国家公務員共済組合法」を「国家公務員等共済組合法」に改め、同号を同項第4号とし、同項中第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。